

## ～ 外国人を雇用する事業者のみなさまへ ～

### 個人住民税の納税と納税管理人の届出にご協力ください！

個人住民税の特別徴収の対象となっている外国人の従業員が出国、退職等により特別徴収ができなくなる場合、最後の給与において未徴収税額を一括徴収していただくようご協力をお願いします。

また、出国後の市県民税の納税が困難となるため、**出国される1か月前を目途に給与所得者異動届出書のご提出**をお願いします。

なお、最後の給与が少額であるため一括徴収できない場合は、本人の代わりに納税を行う納税管理人の届出についてもご協力ください。

#### ■住民税の一括徴収

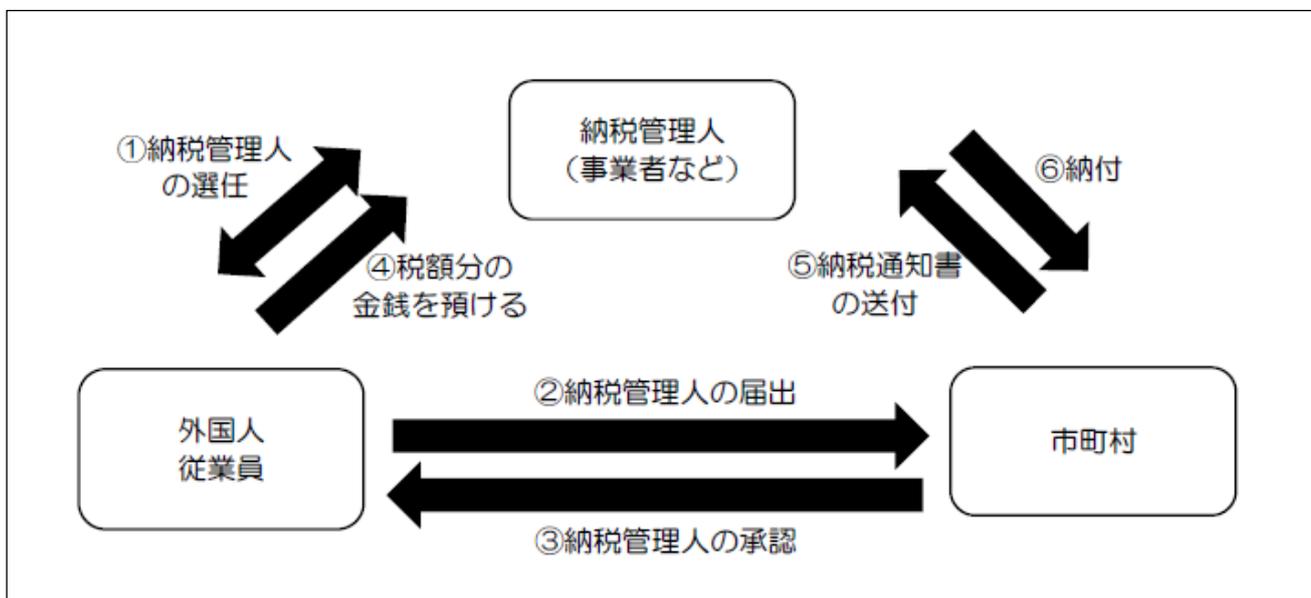
出国や退職等により、特別徴収ができなくなる場合、最後の給与において未徴収税額を一括徴収する必要があります。（※1）

※1 6月～12月に出国・退職する場合には、法令上義務ではありませんが、一括徴収にご協力ください。

#### ■納税管理人の選任

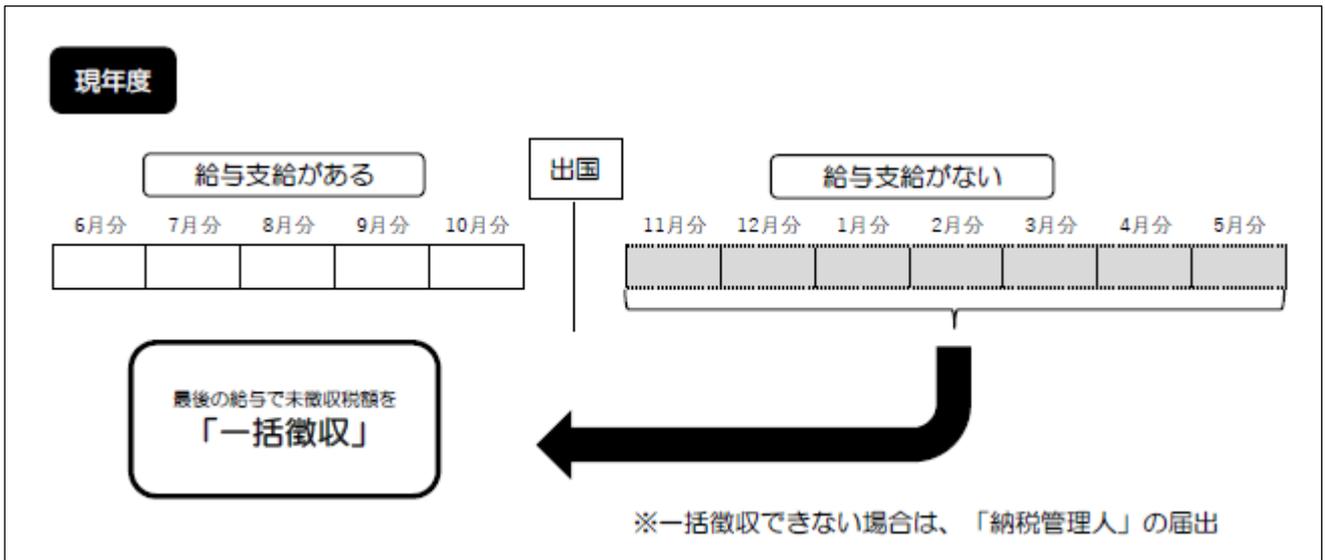
出国する外国人の従業員が、出国するまでの間に住民税を納めることができない場合は、納税管理人（※2）を定め、市町村に届け出る必要があります。

※2 納税管理人とは、納税義務者から納税に関する手続き（書類の受け取り、納税、還付金の受領など）を委任された方をいい、法人等の事業所を指定することもできます。（地方税法第300条、垂水市税条例第25条）



○出国時期が6月～12月までの場合

現年度分の未徴収税額を可能な限り最後の給与で一括徴収していただくようお願いします。  
新年度は、個人住民税は課税されません。



○出国時期が1月～5月までの場合

現年度の未徴収税額を最後の給与から一括徴収してください。（地方税法第321条の5第2項）

新年度の個人住民税は、帰国後も課税されるため、納税者は「納税管理人」の届出が必要となります。納税管理人は出国前に本人から税額を預かっていただき、新年度の個人住民税について6月中旬に納税管理人にお送りする納付書で納めていただくことになります。

